

慶弔規定

第1条 大阪府立茨木支援学校PTA会員慶弔規定については次のとおり定める。

- 一 保護者会員・教職員会員及び児童・生徒の死亡に際しては、香料（10,000円）及び供花をおくる。
- 二 保護者会員・教職員会員の子の死亡に際しては、香料（5,000円）及び供花をおくる。
- 三 教職員会員の配偶者の死亡に際しては、香料（5,000円）及び供花をおくる。

付則

本規定は1984年（昭和59年）5月13日より実施する。

本規定の一部改正は1999年（平成11年）4月1日より施行する。

本規定の一部改正は2010年（平成22年）4月1日より施行する。

本規定の一部改正は2023年（令和5年）5月13日より施行する。

本規定の一部改正は2024年（令和6年）5月18日より施行する。